

臨床研修病院の新規指定について

1 概要

臨床研修病院の指定についてはあらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならぬ、と医師法で定められたことから、指定の適否について御協議いただくもの。

2 基幹型臨床研修病院の新規指定申請について

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第4条に基づき、基幹型臨床研修病院の指定について下記県内1病院から申請があった。

医療法人社団協友会 柏厚生総合病院

【所在地】柏市篠籠田 617 番地

（1）審査の結果について

臨床研修病院の指定基準に基づいて、書面審査及び実地調査を実施したところ、指定基準について問題は無かった。

また下記のとおり、臨床研修審査専門員から意見があった。

- ① プログラムの特色は、地域の中核を担う2次救急病院で高度急性期医療や幅広い研修科目を経験できることであり、プログラムは外科・救急分野に重点を置く形で設計されている。医学部生が選択する際に、その特徴を理解できるよう、わかりやすい説明をすべきと考える。
- ② 地域医療研修を県外の病院で行うこととなっているが、地域での医療連携を理解させることは重要であることから、近隣の医療機関でも実施していただきたい。
- ③ 医師の長時間労働が懸念されるため、将来に向けた働き方改革への取り組みを推進することが求められる。

※ 対応状況

- ①：改善したプログラム冊子が提出済み
- ②：プログラムを変更する予定
- ③：今後の課題として認識しているとの回答あり

（2）指定について

当該病院は、基幹型臨床研修病院としての要件を満たしていると認められることから、医療法人社団協友会 柏厚生総合病院を新規指定することとした。

3 協力型臨床研修病院の新規指定申請について

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第4条に基づき、基幹型臨床研修病院の指定について下記県内4病院から申請があった。

医療法人静和会 浅井病院	【所在地】東金市家徳38-1
※基幹型臨床研修病院である医療法人徳洲会千葉西総合病院の研修プログラムにおける協力型臨床研修病院として申請のあったもの	

医療法人社団協友会 千葉愛友会記念病院	【所在地】流山市鰐ヶ崎1-1
※基幹型臨床研修病院への新規指定申請があった医療法人社団協友会 柏厚生総合病院の研修プログラムにおける協力型臨床研修病院として申請のあったもの	

医療法人鳳生会 成田病院	【所在地】成田市押畠896番地
※基幹型臨床研修病院である国際医療福祉大学成田病院の研修プログラムにおける協力型臨床研修病院として申請のあったもの	

医療法人社団有相会 最成病院	【所在地】千葉市花見川区柏井町800番地1
※基幹型臨床研修病院である千葉大学医学部附属病院の研修プログラムにおける協力型臨床研修病院として申請のあったもの	

臨床研修病院の指定基準に基づいて、書面審査を実施したところ、協力型臨床研修病院としての要件を満たしていると認められることから、上記4病院を新規指定することとした。